

2 前記の方法により解決されないこの種の紛争は、それぞれの場合にすべての紛争当事国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所に付託すること、紛争当事国は、国際司法裁判所に付託することについて合意に達することができなかつたとき、1に掲げる各種の平和的手段のいずれかにより紛争を解決するため、引き続き努力する責任を負われない。

第十二条

- 1 (a) この条約は、第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有する締約国の一致した合意により、いつでも修正し、又は改正することができる。この修正又は改正は、これを批准した旨の通告を寄託政府が前記のすべての締約国から受領した時に、効力を生ずる。
- (b) その後、この条約の修正又は改正は、他の締約国については、これを批准した旨の通告を寄託政府が受領した時に、効力を生ずる。他の締約国のうち、(a)の規定に従って修正又は改正が効力を生じた日から二年の期間内に批准の通告を受領されなかつたものは、その期間の満了の日、この条約から脱退したものとみなされる。
- 2 (a) この条約の効力発生の日から三十年を経過した後、第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するいずれかの締約国が寄託政府あての通報により要請するとき、この条約の運用について検討するため、できる限りすみやかにすべての締約国の会議を開催する。
- (b) 前記の会議において、その会議に出席する締約国の過半数（ただし第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有する締約国の過半数を含むものとする。）により承認されたこの条約の修正又は改正は、その会議の終了後直ちに寄託政府に

よりすべての締約国に通報され、かつ、1の規定に従って効力を生ずる。
 (c) 前記の修正又は改正がすべての締約国に通報された日の後二年の期間内に1(a)の規定に従って効力を生じなかつたときは、いずれの締約国も、その期間の満了の後はいつでも、この条約から脱退する旨を寄託政府に通告することができる。その脱退は、寄託政府が通告を受領した後二年で効力を生ずる。

第十三条

- 1 この条約は、署名国によつて批准されるものとする。この条約は、国際連合加盟国又は第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国の同意を得てこの条約に加入するよう招請されるその他の国による加入のため開放される。
- 2 この条約の批准又はこれへの加入は、それぞれの国がその憲法上の手続に従って行なう。
- 3 批准書及び加入書は、寄託政府として指定されたアメリカ合衆国政府に寄託する。
- 4 寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対し、批准書又は加入書の寄託の日並びにこの条約及びその修正又は改正の効力発生の日を通報する。
- 5 この条約は、すべての署名国が批准書を寄託した時に、それらの国及び加入書を寄託している国について、効力を生ずる。その後、この条約は、いずれの加入国についても、その加入書の寄託の時に効力を生ずる。
- 6 この条約は、寄託政府が国際連合憲章第二百一条の規定に従つて登録する。

第十四条

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認証書

本を署名国政府及び加入国政府に送付する。
 以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受け、この条約に署名した。

一九五九年十二月一日にワシントンで作成した。

ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）

作成署名 一九七二年二月二日（ラムサール）
 効力発生 一九七五年二月二日
 日本国 一九八〇年五月九日国会承認、六月六日内閣決定、六月二十七日加入書寄託、九月二日公布、条約第二八号、一〇月一七日発効
 改正 一九八二年二月三日採択（パリ）
 八六年二月一日効力発生、日本国八七年五月二三日国会承認、六月一日六日内閣決定、六月二六日加入書寄託、同日公布、条約第八号、同日発効

締約国は、人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、水の循環を調整するものとしての湿地の及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失することが取返しのつかないことであることを確信し、湿地の進行性の侵食及び湿地の喪失を現在及び将来とも阻止することを希望し、水鳥が、季節的移動に当たって国境を越えることが

あることから国際的な資源として考慮されるべきものであることを認識し、湿地及びその動植物の保全が将来に対する見通しを有する国内政策と、調整の図られた国際的行動とを結び付けることにより確保されるものであることを確信して、次のとおり協定した。

第一条

- 1 この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問はず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、草原、泥炭地又は水成をい、低潮時における水深が六メートルを越えるい海域を含む。
- 2 この条約の適用上、水鳥とは、生態学上湿地に依存している鳥類をいう。

第二条

- 1 各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿（以下「登録簿」といい、第八条の規定により設けられる事務局が保管する。）に掲げられる。湿地の区域は、これを正確に記述し、かつ、地図上に表示するものとし、また、特に水鳥の生息地として重要である場合には、水辺及び沿岸の地帯であつて湿地に隣接するもの並びに島又は低潮時における水深が六メートルを越える海域であつて湿地に囲まれていないものを含めることができる。
- 2 湿地は、その生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上又は水文学上の国際的重要性に従つて、登録簿に掲げるため選定されるべきである。特に、水鳥にとつていずれの季節においても国際的に重要な湿地は、掲げられるべきである。

- 3 登録簿に湿地を掲げることは、その湿地の存する締約国の排他的主権を害するものではない。
- 4 各締約国は、第九条の規定によりこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、登録簿に掲げるため少なくとも一の湿地を指定する。
- 5 いずれの締約国も、その領域内の湿地を登録簿に追加し既に登録簿に掲げられている湿地の区域を拡大し又は既に登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急に国家的利益のために廃止若しくは縮小する権利を有するものとし、当該変更につき、できる限り早期に、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。
- 6 各締約国は、その領域内の湿地につき、登録簿への登録のため指定する場合及び登録簿の登録を変更する権利を行使する場合には、滅びをきたす水鳥の保護、管理及び適正な利用についての国際的責任を考慮する。

第三条

- 1 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。
- 2 各締約国は、その領域内にあり、かつ、登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつある又は変化するとある場合には、これらの変化に因する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる。これらの変化に関する情報は、遅滞なく、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

第四条

- 1 各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかど

うかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。

2 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合には、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、特に、同一の又は他の地域において水鳥の従前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。

3 締約国は、湿地及びその動植物に関する研究並びに湿地及びその動植物に関する資料及び刊行物の交換を奨励する。

4 締約国は、湿地の管理により、適当な湿地における水鳥の数を増加させるよう努める。

5 締約国は、湿地の研究、管理及び監視について能力を有する者の訓練を促進する。

第五条

締約国は、特に二以上の締約国の領域に湿地がわたっている場合又は二以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条約に基づく義務の履行につき、相互に協議する。また、締約国は、湿地及びその動植物の保全に関する現在及び将来の施策及び規制について調整し及びこれを支援するよう努める。

第六条

1 締約国は、必要ときは、湿地及び水鳥の保全に関する会議を招集する。

2 1の会議は、諮問的性格を有するものとし、特に次のことを行う権限を有する。

- (a) この条約の実施について討議すること。
(b) 登録簿に係る追加及び変更について討議すること。
(c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関する情報であつて第三条の規定により

通報されるものについて検討すること。
(d) 締約国に対し、湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関して一般的又は個別的勧告を行うこと。
(e) 湿地に関係のある事項であつて本来国際的性格を有するものについての報告及び統計を作成するよう関係国際機関に要請すること。

3 締約国は、湿地の管理につきそれぞれの段階において責任を有する者が湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関する1の会議の勧告について通知を受けること及びこれらの者が当該勧告を考慮に入れることを確保する。

第七条

1 前条1の会議に出席する締約国の代表には、科学、行政その他の適当と認められる分野において得られた知識及び経験により湿地又は水鳥の専門家とされる者を含めるべきである。
2 会議に代表を出席させる締約国は、一の票を有するものとし、勧告は、投じられた票の単純過半数による議決で採択する。ただし、締約国の二分の一以上が投票することを条件とする。

第八条

1 自然及び天然資源の保全に関する国際問題は、他の機関又は政府がすべての締約国の三分の二以上の多数による議決で指定される時まで、この条約に規定する事務局の任務を行う。
2 事務局は、特に、次の任務を行う。

- (a) 第六条1の会議を招集されかつ組織されるに当たつて助力すること。
(b) 国際的に重要な湿地に係る登録簿を保管すること及び登録簿に掲げられている湿地に関する追加、拡大、廃止又は縮小につき第二条の規定により締約国が行う通報を受けること。

第九条

1 この条約は、署名のため無期限に開放しておく。
2 国際連合、いずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

- (a) 批准につき留保を付さないで署名すること。
(b) 批准を条件として署名した後、批准すること。
(c) 加入すること。
3 批准又は加入は、批准書又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局長(以下「書記長」といふ)に寄託することによつて行う。

第十条

1 この条約は、前条2の規定に基づいて七の国がこの条約の締約国となつた後四箇目で効力を生ずる。
2 その後は、この条約は、批准につき留保を付さないで署名した日又は批准書若しくは加入書を寄託した日の後四箇目で各締約国について効力を生ずる。

第十一条

1 この条約は、条約の改正のためにこの条の規定に従つて招集される締約国の会合において改正することができる。
2 いずれの締約国も、改正を提案することができる。

3 改正案及び改正の理由は、この条約に規定する事務局の任務を遂行する機関又は政府(以下「事務局」といふ)に通報するものとし、事務局は、速やかにこれらすべての締約国に通報する。締約国は、改正案についての意見を、事務局が改正案を締約国に通報した日から三箇月以内に事務局に通報する。事務局は、意見を提出する期限の末日の後直ちに、その日までに提出されたすべての意見を締約国に通報する。

4 事務局は、締約国の三分の二以上が書面による要請をした場合には、3の規定に従つて通報された改正案を検討するための締約国の会合を招集する。事務局は、会合の時期及び場所について締約国と協議する。

5 改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

6 採択された改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後四箇目の月の初日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託した日の後に改正の受諾書を寄託する締約国については、改正は、当該受諾書が寄託された日の後四箇目の月の初日に効力を生ずる。

第十二条

1 この条約は、無期限に効力を有する。
2 いずれの締約国も、この条約が自国について効力を生じた日から五年の期間が満了した後は、寄託者に書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、寄託者がその通告を受領した日の後四箇目で効力を生ずる。

第十三条

1 寄託者は、この条約のすべての署名国及び加入国

に対し、できる限り速やかに次の事項を通報する。

- (a) この条約の署名
(b) この条約の批准書の寄託
(c) この条約の加入書の寄託
(d) この条約の効力発生の日
(e) この条約の廃棄の通告

2 寄託者は、この条約が効力を生じたときは、国際連合事務局長(以下「事務局」といふ)に、この条約を国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

一九九七年二月二日にラムサールで、英語、フランス語、ドイツ語及びロシア語により原本二通を作成した。これらは、すべてひとしく正文とする。原本は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、その真正な謄本をすべての締約国に送付する。

注 第六条および第七条については、第三回締約国会議(一九八七年)において、以下の内容の改正が採択されたが、一九九二年七月現在、まだ発効していない。しかし、それが正案に発効するまでの間、暫定的にその改正内容を実施するよう求める決議が採択されており、その改正内容に従つて運用されてきている。

第六条

1 ここに、この条約の実施を援助し、促進させるために、締約国会議を設置する。第八条1に定める事務局は、締約国会議が別段の決定をしない限り、三年を超えない期間ごとに締約国会議の通常会合を招集し、また、締約国の少なくとも三分の一の書面による要請により、その特別会合を招集する。締約国

(c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関する情報であつて第三条の規定により締約国が行う通報を受けること。

(d) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化をすべての締約国に通知すること及び次の会議においてこれらの事項が討議されるよう取り計らうこと。

(e) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化に関する勧告を関係締約国に周知させること。

第九条

1 この条約は、署名のため無期限に開放しておく。
2 国際連合、いずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

- (a) 批准につき留保を付さないで署名すること。
(b) 批准を条件として署名した後、批准すること。
(c) 加入すること。
3 批准又は加入は、批准書又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局長(以下「書記長」といふ)に寄託することによつて行う。

第十条

1 この条約は、前条2の規定に基づいて七の国がこの条約の締約国となつた後四箇目で効力を生ずる。
2 その後は、この条約は、批准につき留保を付さないで署名した日又は批准書若しくは加入書を寄託した日の後四箇目で各締約国について効力を生ずる。

第十一条

1 この条約は、条約の改正のためにこの条の規定に従つて招集される締約国の会合において改正することができる。
2 いずれの締約国も、改正を提案することができる。

会議の各通常会合は、次の通常会合の期日と場所を決定する。
2 締約国会議は、以下の権限を有する。

- (a) この条約の実施について討議すること
(b) 登録簿に係る追加及び変更について討議すること
(c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関する情報であつて第三条の規定により通報されるものについて検討すること
(d) 締約国に対し、湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関して一般的又は個別的勧告を行うこと
(e) 湿地に関係のある事項であつて本来国際的性格を有するものについての報告及び統計を作成するよう関係国際機関に要請すること
(f) この条約が機能することを促進させるため、その他の勧告又は決議を採択すること

3 締約国は、湿地の管理につきそれぞれの段階において責任を有する者が湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関する1の会議の勧告について通知を受けること及びこれらの者が当該勧告を考慮に入れることを確保する。

4 締約国会議は、それぞれの会合のための手続規則を採択する。

5 締約国会議は、この条約の財政規則を定め、審計それを検討する。締約国会議は、その通常会合において、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数決により、次期会計期間のための予算を採択する。

6 各締約国は、締約国会議の通常会合において出席しかつ投票する締約国の全会一致によつて採択された分派に従つて、予算に対して分派支払を行う。

第七条

締約国会議は、この条約の財政規則を定め、審計それを検討する。締約国会議は、その通常会合において、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数決により、次期会計期間のための予算を採択する。

各締約国は、締約国会議の通常会合において出席しかつ投票する締約国の全会一致によつて採択された分派に従つて、予算に対して分派支払を行う。

締約国会議は、この条約の財政規則を定め、審計それを検討する。締約国会議は、その通常会合において、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数決により、次期会計期間のための予算を採択する。

各締約国は、締約国会議の通常会合において出席しかつ投票する締約国の全会一致によつて採択された分派に従つて、予算に対して分派支払を行う。

締約国会議は、この条約の財政規則を定め、審計それを検討する。締約国会議は、その通常会合において、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数決により、次期会計期間のための予算を採択する。

各締約国は、締約国会議の通常会合において出席しかつ投票する締約国の全会一致によつて採択された分派に従つて、予算に対して分派支払を行う。

締約国会議は、この条約の財政規則を定め、審計それを検討する。締約国会議は、その通常会合において、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数決により、次期会計期間のための予算を採択する。

各締約国は、締約国会議の通常会合において出席しかつ投票する締約国の全会一致によつて採択された分派に従つて、予算に対して分派支払を行う。

締約国会議は、この条約の財政規則を定め、審計それを検討する。締約国会議は、その通常会合において、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数決により、次期会計期間のための予算を採択する。

1 前条1の会議に出席する締約国の代表には、科学、行政その他の適宜と認められる分野において得られた知識及び経験により地理又は水鳥の専門家とされる者を含めるべきである。

2 会議に代表を出席させる各締約国は、一の票を有するものとし、勧告、決議及び決定は、この条約に別段の定めがない限り、出席しかつ投票する締約国の過半数により採択される。

◎世界遺産条約 (世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)

採 択 一九七二年二月二十六日(コネコ
総会)
著 名 一九七二年二月三日
勅力発生 一九七五年二月十七日
日 本 国 一九九二年六月一九日国会承認、六月二十六日閣議決定、六月三〇日発諾
書寄託、九月二八日公布、条約第七号、九月三〇日発効

国際連合教育科学文化機関の総会は、千九百七十二年十月十七日から十二月二十一日までベリにおいてその第十七回会期として会合し、

文化遺産及び自然遺産が、衰亡という在来の原因によるのみでなく、一度深刻な損傷又は破壊という現象を伴って事態を悪化させている社会的及び経済的状況の悪化によっても、ますます破壊の脅威にさらされていることに留意し、

文化遺産及び自然遺産のいずれの物件が損壊し又は消失することも、世界のすべての国民の遺産の喪失を脅威を意味することを考慮し、

これらの遺産の国内的保護に多額の資金を必要とするため並びに保護の妨げとなる物件の存在する国の有する経済的、学術的及び技術的な能力が十分でないため、国内的保護が不完全なものになりかねることを考慮し、

国際連合教育科学文化機関総会が、同機関が世界の遺産の保存及び保護を確保し、かつ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告することにより、知識を維持し、増進し及び普及することを規定していることを想起し、

文化財及び自然の財に関する現存の国際条約、国際的な協定及び国際的な決議が、この無類の及びかけがえない物件(いずれの国民に属するものであるかを問わない)を保護することが世界のすべての国民のために重要であることを明らかにしていることを考慮し、

文化遺産及び自然遺産の中には、特別の重要性を有しており、したがって、人類全体のための世界の遺産の一部として保存する必要があるものがあることを考慮し、

このような文化遺産及び自然遺産を脅かす新たな危険の大きさ及び重大さにかんがみ、当該国がとる措置の代わりにはならぬまでも有効な補正的手段となる集団的な援助を供与することによって、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護に参加することが、国際社会全体の任務であることを考慮し、

このため、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を集団で保護するための効果的な体制であって、概念的に、かつ、現代の科学的方法により組織されたものを確立する新たな措置を、条約の形式で採択することが重要であることを考慮し、

総会の第十六回会期においてこの問題が国際条約の対象となるべきことを決定して、

この条約を千九百七十二年十一月十六日に採択する。

I 文化遺産及び自然遺産の定義

第一条

この条約の適用上「文化遺産」とは、次のものをい

- 記念物、建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであつて、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの
- 建造物群、独立し又は連続した建造物の群であつて、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの
- 遺跡、人工の遺産(自然と結合したものを含み)及び考古学的遺跡を含む区域であつて、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

第二条

この条約の適用上「自然遺産」とは、次のものをい

- 無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であつて、観賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの
- 地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であつて、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの
- 自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であつて、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの

第三条

前二条に規定する種々の物件で自国の領域内に存在するものを認定し及びその区域を定めることは、締約国の役割である。

II 文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護

第四条

締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代に伝えることを確保することが第一義的には自国に課された義務であることを認識する。このため、締約国は、自国の有するすべての能力を用いて並びに適当な場合には取得し得る国際的な援助及び協力、特に、財政上、芸術上、学術上及び技術上の援助及び協力を得て、義務を尽くすものとする。

第五条

締約国は、自国の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、可能な範囲内で、かつ、自国にとって適当な場合には、次のことを行うよう努める。

- (a) 文化遺産及び自然遺産に対し社会生活における役割を与え並びにこれらの遺産の保護を総合的な計画の中に組み入れるための一般的な政策をとること。
- (b) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための機関が存在しない場合には、適当な職員を有し、かつ、任務の遂行に必要な手段を有する一又は二以上の機関を自国の領域内に設置すること。
- (c) 学術的及び技術的な研究及び調査を進展させること並びに自国の文化遺産又は自然遺産を脅かす危険に対処することを可能にする実施方法を開発すること。
- (d) 文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用のために必要な立法上、学術上、技術上、行政上及び財政上の適当な措置をとること。
- (e) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し、並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

備及び活用のために必要な立法上、学術上、技術上、行政上及び財政上の適当な措置をとること。

(e) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し、並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

第六条

- 1 締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産が世界の遺産であること並びにこれらの遺産の保護について協力することが国際社会全体の義務であることを認識する。この場合において、これらの遺産が領域内に存在する国の主権は、これを十分に尊重するものとし、また、国内法令に定める財産権は、これを害するものではない。
- 2 締約国は、この条約に従い、第十一条の2及び4に規定する文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存及び整備につき、当該遺産が領域内に存在する国の要請に応じて援助を与えることを約束する。
- 3 締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産で他の締約国の領域内に存在するものを直接又は間接に損傷することを意図した措置をとらないことを約束する。

第七条

この条約において、世界の文化遺産及び自然遺産の国際的保護とは、締約国がその文化遺産及び自然遺産を保存し及び認定するために努力することを支援するための国際的な協力及び援助の体制を確立することであると解釋される。

III 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会

第八条

1 この条約により国際連合教育科学文化機関に、